

第 19 回検討会

- 各論「財務」に関する参考資料 -

沖縄科学技術大学院大学学園法附則第 14 条に基づく

検討に向けた OIST の取組等に関する評価の視点について

(添付資料 1-1)

沖縄科学技術大学院大学学園法 附則第 14 条に基づく検討に向けた

OIST の取組等に関する評価の視点について体系イメージ

(添付資料 1-2)

関連条文等 (財務)

(添付資料 1-3)

H30 年度内閣府委託調査報告書 (抜粋)

(添付資料 1-4)

沖縄科学技術大学院大学学園法附則第 14 条に基づく検討に向けた OIST の取組等に関する評価の視点について

平成 31 年 3 月

I. 評価のあり方について

沖縄科学技術大学院大学（OIST）は、平成 23 年の創設以来、世界最高水準の科学技術に関する教育研究を通じて「沖縄の振興と自立的発展」、「世界の科学技術の発展に資する」という目的のために、徐々に規模を拡大するとともに、すでに博士課程の修了生を輩出するなど、開学から 8 年目を迎え、更なる発展に向け取り組みを進めているところ。一方、沖縄科学技術大学院大学学園法（以下、「学園法」という。）附則 14 条に「国は、この法律の施行後十年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、その検討に向けては OIST に対する総合的な評価が求められるところ。

そのため、昨年より、内閣府の沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会（以下、「OIST 検討会」という。）において、OIST の運営や取組を評価するための論点整理等を進めてきたところ。これまでの議論を踏まえ、今後の評価については、次の通りの方向で行うこととする。

第一に、学園法に規定されている目的を第一におきつつも、OIST が掲げるミッションステートメントの達成状況について、評価することを基本とする。第二に、その際には、これまでの日本にはない OIST の挑戦的な性格や創設から 10 年を迎えようとするとはいえ未だ成長過程にある点に十分に配慮し、OIST の世界最高水準、国際性、柔軟性等の特色を踏まえつつ、適切な国際的なベンチマーク等のデータやエビデンスを活用したできる限り客観的な評価を行うことを基本とする。第三に、個別の教育や研究については、原則として OIST 検討会が直接評価を行うのではなく OIST が行う自己評価等の適切性を第三者の立場から評価することを基本とする。

II. 評価の視点について

これまでの議論を踏まえ、今後の OIST 検討会における評価の視点は次の通りとする。なお、来年度の OIST 検討会においては、原則として、この評価の視点ごとに、OIST の現状を確認し、議論を進めていく予定であるが、各論においては、視点に含まれる取組の相互関係、教育研究や沖縄の振興・自立的発展への貢献等、項目横断的な取組の間のシナジー効果にも留意し、議論の進展を踏まえ、必要に応じて、評価の視点にも反映することを検討する。

1. 組織運営

【評価の視点】

経営や運営にあたる人材の確保・教育も含め、世界最高水準の教育研究を行う学校運営に相応しい組織体制を構築し、機能しているかどうか。

2. 教育研究

(1) 教育

学生の獲得

【評価の視点】

国際的な科学研究の世界で指導的役割を担える可能性と意欲を持つ、国内外の優秀な学生の獲得を行っているか。

学生の養成

【評価の視点】

学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自律性に富んだ人材として養成するために、世界最高水準の教育及び必要な支援を提供しているか。

(2) 研究

研究実施体制

【評価の視点】

国際的な経験と見識を持ち合わせた卓越した教員の任用・奨励等を通じ、世界最高水準の研究大学院としての研究実施体制を構築しているか。

研究の水準・成果等

【評価の視点】

世界最高水準の学際的な研究を推進するとともに、研究を通じて新たな知見を追求し、国際的に卓越した科学技術に関する研究成果を創出しているか。

学術連携

【評価の視点】

世界の科学コミュニティとの緊密なネットワークを構築しているか。

3. 沖縄の振興及び自立的発展への貢献

(1) 教育研究

【評価の視点】

沖縄の特性や資源を活かすなど、沖縄の振興及び自立的発展に資する教育研究がなされているか。

(2) 産学連携

【評価の視点】

イノベーションの創出、イノベーション・エコシステムの形成に向けて、研究成果の活用が促進されているか。

(3) 地域交流等

【評価の視点】

沖縄県民との交流等を通じ、沖縄の教育や科学技術の発展に貢献しているか。

4 . 広報、情報公開、その他法令遵守等

(1) 広報

【評価の視点】

OIST の認知度の向上に向けて、その活動に関して適時、適切にわかりやすく正確な情報を提供しているか。

(2) 情報公開

【評価の視点】

学園の経営内容に関する情報公開を徹底し、業務運営における透明性を確保できているか。

(3) その他法令遵守等

【評価の視点】

公の法人として求められるその他の義務や責任を果たしているか。

5 . 財務

(1) 予算執行の有効性、効率性、適切性

【評価の視点】

これまでの予算について、有効、効率的かつ適切な執行がなされているか。

(2) 自立的財政基盤の構築

【評価の視点】

自立的な経営に向けて、競争的資金、企業からの研究資金、寄付金その他の自己収入の安定的な確保、財政基盤の強化が果たされているか。

沖縄科学技術大学院学園法 附則第 14 条に基づく検討に向けた
OIST の取組等に関する評価の視点について体系イメージ

大項目	中項目	小項目	評価の視点	視点に含まれる主な取組等（例）	参考となる主な指標等（例）
1. 組織運営			経営や運営にあたる人材の確保・教育も含め、世界最高水準の教育研究を行う学校運営に相応しい組織体系を構築し、機能しているかどうか。	<ul style="list-style-type: none"> 経営にあたる人材の確保に係る取組 運営にあたる人材の確保・教育に係る取組 理事の選任、理事会の活動状況 評議員の選任、評議会の活動状況 監事の選任、活動状況 学長の選定等に係る取組 組織・運営体制の強化に係る取組（規模拡大等に伴う体制の変遷等） 毎年度の事業計画の策定、実績の報告 国との連携に係る取組（内閣府との定例協議会の開催等） 	<ul style="list-style-type: none"> 経営にあたる職員数 運営にあたる職員数
2. 教育研究	(1)教育	学生の獲得	国際的な科学研究の世界で指導的役割を担える可能性と意欲を持つ、国内外の優秀な学生の獲得を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 学生の募集に係る取組 学生の選抜に係る取組 	<ul style="list-style-type: none"> 博士課程への応募者・合格者・入学者（日本人および外国人）の数、定員に対する比率 入学者の水準（出身大学等）
		学生の養成	学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自律性に富んだ人材として養成するために、世界最高水準の教育及び必要な支援を提供しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 教育内容・カリキュラム（ラボローテーション等） 学生の修学の援助に係る取組 学生の進路選択の援助に係る取組 学生の心身健康に関する相談その他の援助に係る取組 教育研究活動に関する環境整備に係る取組（図書室や情報システム等） 	<ul style="list-style-type: none"> 在校生の論文発表数、受賞実績 外部の奨学金等を獲得した学生数 博士課程の標準修了年限修了率 卒業後の進路
	(1)研究	研究実施体制	国際的な経験と見識を持ち合わせた卓越した教員の任用・奨励等を通じ、世界最高水準の研究大学院としての研究実施体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 教員・研究員の獲得に係る取組 教員・研究員の評価に係る取組（テニュア審査等） 教員・研究員の能力向上に係る取組 	<ul style="list-style-type: none"> 教員・研究者の応募者、オファー、採用者の数、募集枠に対する比率 採用した教員・研究者の水準（受賞実績等） ユニット評価・テニュア審査の実施実績
		研究の水準・成果等	世界最高水準の学際的な研究を推進するとともに、研究を通じて新たな知見を追求し、国際的に卓越した科学技術に関する研究成果を創出しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 研究活動の評価に係る取組（ピアレビュー等） 研究活動の支援に係る取組 他の大学や研究機関との共同研究に係る取組 複数ユニットによる学際的な研究活動に係る取組 研究成果の発信、公表に係る取組 	<ul style="list-style-type: none"> 研究に関する受賞数 研究助成金の申請件数、採択件数及び金額 発表論文の数、トップ 10%論文率、トップ 1%論文率、国際共著率 研究に要した費用（PI・論文あたりの費用等） 他大学・研究機関との共同研究数 複数ユニットによる共同研究数 研究成果に関する記者公表及び記者会見数
		学術連携	世界の科学コミュニティとの緊密なネットワークを構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 大学や研究機関との連携に係る取組 科学技術に関する研究会の開催に係る取組 	<ul style="list-style-type: none"> 大学・研究機関との連携協定数 学会、シンポジウム等のイベント開催数、参加者数 OIST 研究施設の外部利用者数

大項目	中項目	小項目	評価の視点	視点に含まれる主な取組等（例）	参考となる主な指標等（例）
3．沖縄の振興及び自立的発展への貢献	(1)教育研究		沖縄の特性や資源を活かすなど、沖縄の振興及び自立的発展に資する教育研究がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の特性や資源に関係した研究活動に係る取組 ・沖縄県等から資金を得ている研究活動に係る取組 ・地域の企業と連携した研究活動に係る取組 ・沖縄におけるイノベーション促進に向けた、地域、国内、海外機関等との連携に係る取組 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県等から資金を得ている研究活動の数、獲得資金 ・地域の企業と連携した研究活動数 他
	(2)産学連携		イノベーションの創出、イノベーション・エコシステムの形成に向けて、研究成果の活用が促進されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション・エコシステムの形成に向けた戦略・体制整備に係る取組 ・特許化促進・ライセンス契約の締結の促進に係る取組 ・研究成果（発明）の商業化支援に係る取組 ・企業からの共同研究・受託研究に係る取組 ・起業活動、スピンオフ企業の育成に係る取組 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産（発明の開示数、特許申請及び取得数等） ・将来の連携を見込んだ企業との正式なコンタクト数 ・産業界との連携事業数（連携協定、共同研究契約、特許活用件数等） ・OIST 発ベンチャー企業の数と実績 他
	(3)地域交流等		沖縄県民との交流等を通じ、沖縄の教育や科学技術の発展に貢献しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県内の大学や研究機関との学术交流に係る取組 ・訪問プログラム、出張授業等の教育啓発活動に係る取組 ・関係する沖縄の地方公共団体との連携に係る取組（沖縄科学技術大学院大学 発展促進県民会議の活動等） 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・視察や来訪者の数（オープン・キャンパスへの来訪者数を含む） ・キャンパスを訪れた県内児童・生徒数 ・県内児童・生徒を対象とした講義やイベントの数 ・外部主催の国際会議及びワークショップの数、及びその参加者数 ・沖縄出身の教員、職員、学生の数 他
4．広報、情報公開、その他法令順守等	(1)広報		OIST の認知度の向上に向けて、その活動に関して適時、適切にわかりやすく正確な情報を提供しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリースや記者会見等の開催に係る取組 ・キャンパス見学、オープンキャンパスの開催に係る取組 ・一般向けのイベントの開催に係る取組（OIST フォーラム等） ・ホームページの運営に係る取組 ・SNS 等を通じた情報発信に係る取組 他 	
	(2)情報公開		学園の経営内容に関する情報公開を徹底し、業務運営における透明性を確保できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画や実績の公開に係る取組 ・財務情報の公開に係る取組 ・情報開示請求に係る取組 他 	
	(3)その他法令遵守等		公の法人として求められるその他の義務や責任を果たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理、危機管理に係る取組（職員の安全対策、BCP の作成等） ・男女共同参画に係る取組 他 	
5．財務	(1)予算執行の有効性、効率性、適切性		これまでの予算について、有効、効率的かつ適切な執行がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算配分の優先付けに係る取組 ・予算の執行に係る取組 ・業務運営における効率化を図るための取組 ・不正の防止に係る取組 ・不適切な執行等への対応に係る取組 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算・決算の実績 ・競争入札等による契約比率 ・PI や論文あたりの予算額 他
	(2)自立的財政基盤の構築		自立的な経営に向けて、競争的資金、企業からの研究資金、寄付金その他の自己収入の安定的な確保、財政基盤の強化が果たされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立的財政基盤の構築に向けた戦略・体制整備に係る取組 ・競争的資金の拡大に係る取組 ・企業からの研究資金（共同研究・受託研究）の拡大に係る取組 ・寄付金の拡大に係る取組 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金の採択状況（申請件数、採択件数及び金額） ・企業からの研究資金（共同研究・受託研究）の状況（件数及び収入額） ・寄付金額（件数及び収入額） 他

参考条文等（財務）

沖縄科学技術大学院大学学園法（抜粋）
（平成二十一年七月十日法律第七十六号）

施行：平成二十三年十一月一日
最終改正：平成二六年四月二日法律第一五号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

第二章 沖縄科学技術大学院大学学園

（学園の目的）

第二条 沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）は、沖縄において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学として沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）とする。

（業務）

第三条 学園は、次に掲げる業務を行う。

- 一 沖縄科学技術大学院大学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 学園以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の学園以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 沖縄科学技術大学院大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 五 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 学園は、経営内容に関する情報の公開を徹底することにより、業務の運営における透明性を確保するよう努めなければならない。

（補助金）

第八条 国は、予算の範囲内において、学園に対し、第三条第一項に規定する業務に要する経費について、その二分の一を超えて補助することができる。

2 前項の規定により国が学園に対し補助する場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条から第十三条までの規定の適用があるものとする。この場合において、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、学園について、同法第十二条第一号の規定による報告の徴収若しくは質問若しくは検査、同条第二号の規定による命令又は同条第三号若しくは第四号の規定による勧告を行うことを求めることができる。

(事業計画)

第九条 学園は、毎会計年度の開始前に、内閣府令で定めるところにより、その会計年度の事業計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画は、沖縄の振興及び自立的発展に配慮されたものであるとともに、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画との調和が保たれるものでなければならない。

(借入金)

第十条 学園は、弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(重要な財産の譲渡等)

第十一条 学園は、内閣府令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(書類の作成等)

第十二条 学園は、内閣府令で定める基準に従い、会計処理を行い、及び貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 学園は、毎会計年度終了後三月以内に、前項に規定する書類に内閣総理大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第三章 雑則

(報告及び検査)

第十四条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、学園に対して、その財務若しくは会計に関し必要な報告をさせ、又はその職員に学園の事務所に立ち入り、財務若しくは会計の状況若しくは財務若しくは会計に関する帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四章 罰則

第二十三条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした学園の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした学園の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第九条第一項の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。
- 二 第十条の規定に違反して、資金を借り入れたとき。
- 三 第十一条の規定に違反して、財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供したとき。
- 四 第十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則（抜粋）
（平成二十三年内閣府令第五十九号）

施行：平成二十三年十月三十一日

沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）第九条第一項、第十一条及び第十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則を次のように定める。

（事業計画の作成）

第一条 沖縄科学技術大学院大学学園法（以下「法」という。）第九条第一項に規定する事業計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

- 一 沖縄科学技術大学院大学における教育研究に関する事項
- 二 沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）の業務運営における適切性及び透明性の確保並びにその効率化に関する事項
- 三 学園の財政基盤の強化に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、学園の業務に関する事項

（事業計画の認可の申請）

第二条 学園は、法第九条第一項前段の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、当該会計年度開始三十日前までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 収支予算書
- 二 前会計年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 当該会計年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 四 前三号に掲げるもののほか、事業計画の参考となる書類

2 学園は、法第九条第一項後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該変更後の事業計画を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した同項各号の書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（借入れの認可の申請）

第三条 学園は、法第十条の規定により弁済期限が一年を超える資金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

(重要な財産の範囲)

第四条 法第十一条に規定する内閣府令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに内閣総理大臣が指定するその他の財産とする。

(重要な財産の譲渡等の認可の申請)

第五条 学園は、法第十一条の規定により重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供すること(以下「譲渡等」という。)について、認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に譲渡等を証する書面を添付して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 譲渡等に係る財産の内容及び評価額
- 二 譲渡等の条件
- 三 譲渡等の方法
- 四 学園の業務運営上支障がない旨及びその理由

(会計の原則)

第六条 学園の会計については、この府令の定めるところにより、この府令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 学園に適用する会計の基準として内閣総理大臣が別に公示する沖縄科学技術大学院大学学園会計基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(償却資産の指定等)

第七条 内閣総理大臣は、学園が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を拠出剰余金に対する控除として計上するものとする。

沖縄科学技術大学院大学学園 寄附行為

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 学園は、沖縄科学技術大学院大学学園法に定める学校法人として、沖縄において、学校教育法に規定する大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする。

第3章 理事、監事、及び理事会

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 学園の業務を監査すること。
- (2) 学園の財産の状況を監査すること。
- (3) 学園の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、学園の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会、評議員会、文部科学大臣及び内閣総理大臣に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) 学園の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 学園の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条

1. 学園の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。
2. 基本財産は、学園の設置する学校に必要な施設及び整備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
3. 運用財産は、学園に設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
4. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(重要な財産の処分の制限)

第28条 学園は、内閣府令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な銀行に定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 学園の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、補助金収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 学園は、内閣府令で定める基準に従い、会計処理を行い、及び貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

(予算及び事業計画)

第32条

1. 学園の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。
2. 学園は、毎会計年度の開始前に、内閣府令で定めるところにより、前項の事業計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
3. 第1項の事業計画は、沖縄の振興及び自立的発展に配慮されたものであるとともに、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画との調和が保たれるものでなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条

1. 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。
2. 学園は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、借入金をすることができる。
3. 学園は、弁済期限が1年を超える資金を借り入れようとするときは、償還計画を立てて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(決算及び実績の報告)

第34条

1. 学園の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
2. 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3. 学園は、毎会計年度終了後3月以内に、第31条に規定する書類に内閣総理大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第35条

1. 学園は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。
2. 学園は、第1項の書類及び第15条第1項第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、学園の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第36条 学園の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 学園の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号)

最終改正：平成二十六年六月十三日

第三章 学校法人

第一節 通則

(収益事業)

第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第三節 管理

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第五節 助成及び監督

(収益事業の停止)

第六十一条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。

三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

2 前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。

(報告及び検査)

第六十三条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

私立学校振興助成法 (昭和五十年法律第六十一号)

最終改正：平成二十七年六月二十四日

(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

第四条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その二分の一以内を補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲、算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

(所轄庁の権限)

第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の見解をすべき旨を勧告すること。

(意見の聴取等)

第十二条の二 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等(以下「私立学校審議会等」という。)の意見を聴かなければならない。

2 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第四項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

3 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。

4 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

5 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条(同法第十六条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第三項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校振興助成法第十二条の二第一項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

7 前条第二号の規定による是正命令については、審査請求をすることができない。

第十三条 所轄庁は、第十二条第三号又は第四号の規定による措置をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

2 行政手続法第三章第三節の規定及び前条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

（書類の作成等）

第十四条 第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

平成 30 年度沖縄振興推進調査
「学園法の施行状況等の検討に向けた
国内外大学・研究機関等に対する
評価の在り方等に関する調査」
調査報告（抜粋）

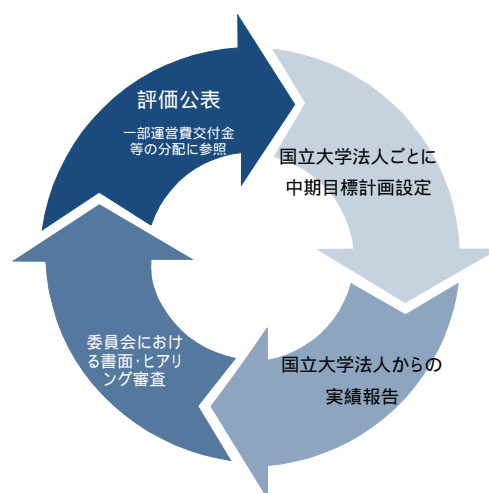
2019 年 3 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

【(予算配分に関する評価結果活用の例) 国立大学法人評価制度¹⁾】

評価結果は公表され、法人の自発的な改善を促す仕組みが取られている。本制度創設時は運営費交付金等の分配時に参照することとしていたが、第3期中期目標に関する評価では、運営費交付金等の予算配分と直接的な関係はない。

図表 評価結果の決定までの流れと活用



(出所) 各種資料より作成

なお運営費交付金のうちの機能強化経費の再配分に関する事項については、本評価制度とは別に、「国立大学法人の運営費交付金及び国立大学改革強化推進補助金に関する検討会」において、重点支援項目ごとの評価指標が別途設定されており、その結果が配分額に反映される仕組みが設けられている。現在の仕組みは第三期中期目標期間から開始されているが、第二期中期目標期間は「大学改革促進係数」が採用されていた。

ここでの評価指標の設定に当たっては、各大学の特徴を踏まえ独自に設定することを主とし、文部科学省からは最低限の指標のみが提示される。

各大学は、比較すべき指標(ベンチマーク)や客観的根拠を提示し、文部科学省が指標の妥当性を判断できるような指標とすることが必要である。KPI(数値目標)設定も推奨され、多くの大学が自主的にKPIを設定している。各大学が設定するKPIには、例えば高被引用論文数400本(東京大学)、論文1本あたりの科研費総額1,000千円以下(岡山大学)、自治体との協定締結数 県内全市町村(三重大学)、知的財産収入額の増加状況(特許分) 392,392千円(京都大学)などがある。KPIの設定に際しては、各大学の数値の伸びなども参酌し、大学の自己判断により設定される。

検討会審査を経た再配分結果は大学ごとに公表される。本制度は各国立大学法人の強み・特色を踏まえた大学の機能強化を目的にするもので、国立大学法人評価のように法人の業務全般の評価を行うものではない。

¹⁾ 3.7 評価結果の公表範囲(国立大学法人評価制度)より抜粋(調査報告書 P42)

【(科研費不正に関する動き) 国立大学法人評価制度²⁾】

研究費の不適切な経理が度々発覚したことを受け、平成24年11月に「研究費の不適切な経理事例に対する評価の取扱いについて」(国立大学法人評価委員会)が発表され、研究費の不適切な経理が確認された法人については、「その他業務運営に関する重要目標」の項目別評価において、課題事項として指摘し、「中期目標の達成に向けてやや遅れている」とする、従来に比べても一段階厳しい評定を一律行うものとする事とされていた。

その後、国立大学法人等における研究費の管理・使用等の取扱いについては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正、文部科学大臣決定。)の改正等により、不正抑止のため各法人に組織として対応を求める取組の具体化・明確化が進められている。

このような状況を鑑み、平成29年6月の国立大学法人評価委員会総会において、研究費不正の事案が確認された法人であっても、ガイドライン等が求める取組が適切に実施されている場合は、不正抑止のために組織として行うべき対応はなされていると判断されることから、課題事項として指摘せず、評定への反映も行わないこととなった。

これまで科研費不正については、メディア等による世論評価が下がるだけでなく、国立大学法人評価制度上も厳しく評価をされていたことについて、現在の状況を踏まえた方針転換がされたと読み取れる。

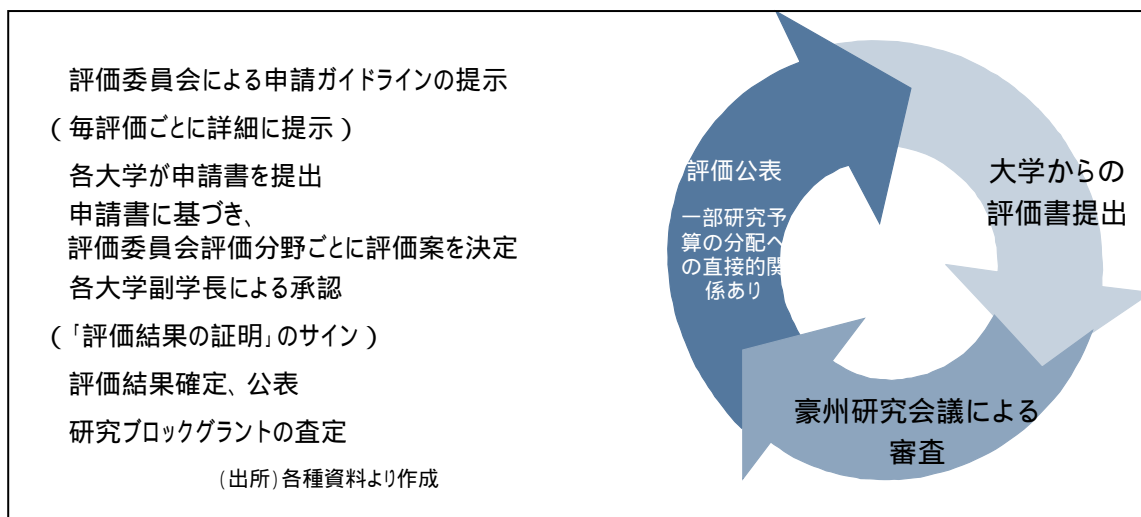
他方で「国立大学法人・大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務の実績に関する評価について」(平成29年6月6日 国立大学法人評価委員会)によれば、個人情報の不適切な管理等、コンプライアンス上の課題についての指摘もある。引き続き、OIST10年後見直しにおいても、コンプライアンスの遵守状況に関する評価については、最低限の条件として必須とすべき事項であろう。

²⁾ 3.8 評価項目の見直し(国立大学法人評価制度)より抜粋(調査報告書 P46)

【(予算配分に関する評価結果活用の例) Excellence in Research for Australia³】

ERAの評価結果は、一部の連邦政府の研究補助交付金の分配にも反映される。

図表 評価決定に至るまでのプロセス



研究ブロックグラント全体予算額ベースで見ると約4.4%(2015年度時点)がERA評価と直接の関係を持っている。(直接の関係を持つ項目は、研究卓越性の持続(Sustainable Research Excellence in Universities (SRE))の観点のうち評価分 60%はERAの評定で重みづけがされている。)

図表 研究費のブロックグラントとERAの影響部分

項目	2015年額	配分方法・指標	
奨学金 (大学が配分)	豪州出身の大学院生への奨学金	\$280M	新規採用数を以下の指標で決定。 ・博士課程修了率(50%) ・研究収入総計(40%) ・研究出版物(10%)
	国際的な大学院生への研究奨学金	\$22M	
研究支援	研究訓練資金	\$678M	過去3年間の配分額と以下の指標に基づく。 ・博士課程修了率(50%) ・研究収入総計(40%) ・研究出版物(10%)
	共同研究	\$353M \$4M	以下の指標に基づき、前年から5%以上変動しないように調整。 ・企業等からの研究収入(60%) ・博士学生数(30%) ・研究出版物(10%)
	研究インフラ	\$240M	連邦政府からの競争的資金(100%)に比例
研究卓越性の持続	基盤	\$39M	連邦政府からの競争的資金(100%)に比例
	閾値1	\$25M	連邦政府からの競争的資金(\$2.5Mを上限に計算)に比例
	閾値2	\$129M	・間接経費分(40%):連邦政府からの競争的資金、その研究のための教員のエフォート(FTE)で計算 ・評価分(60%):連邦政府からの競争的資金額をERAの採択結果で重み付け
計	\$1,770M		

(出所)指標・評価に基づく運営費交付金配分の国際的動向(林)より編集

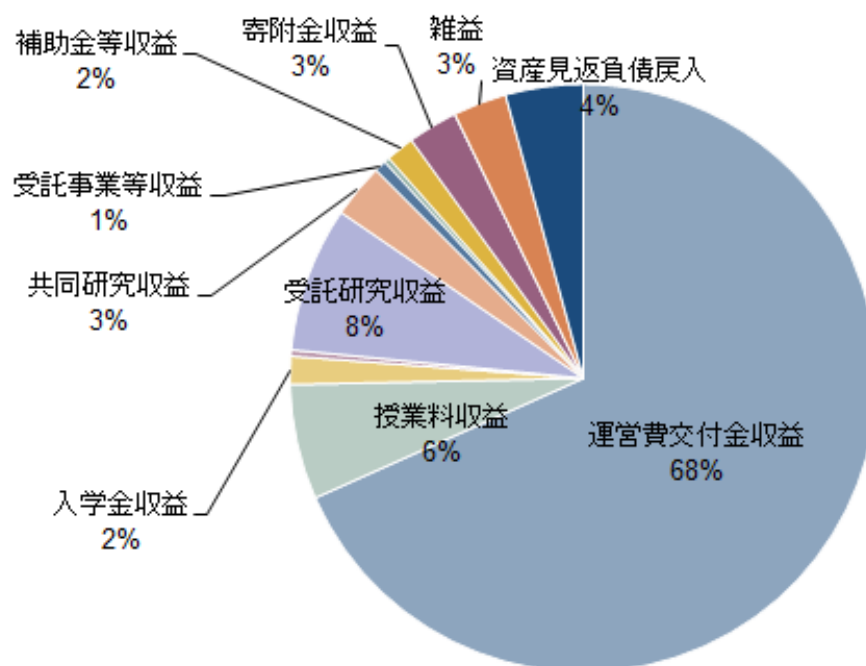
³ 6.6 評価結果の公表範囲(ERA)より抜粋(調査報告書 P95~97)

【各大学の財政状況】

○JAIST⁴

図表 2 平成29年度の経常収益のとおり、運営費交付金収益の占める割合が高く、受託研究収益などの外部資金獲得率が低い

図表 1 平成 29 年度の経常収益



	(円)
運営費交付金収益	4,928,373,119
授業料収益	456,364,196
入学金収益	111,305,400
検定料収益	24,437,400
受託研究収益	576,731,647
共同研究収益	214,950,724
受託事業等収益	46,847,403
施設費収益	21,461,000
補助金等収益	112,383,536
寄附金収益	198,228,042
財務収益	113,895
雑益	212,114,043
資産見返負債戻入	308,905,756
経常収益合計	7,212,216,161

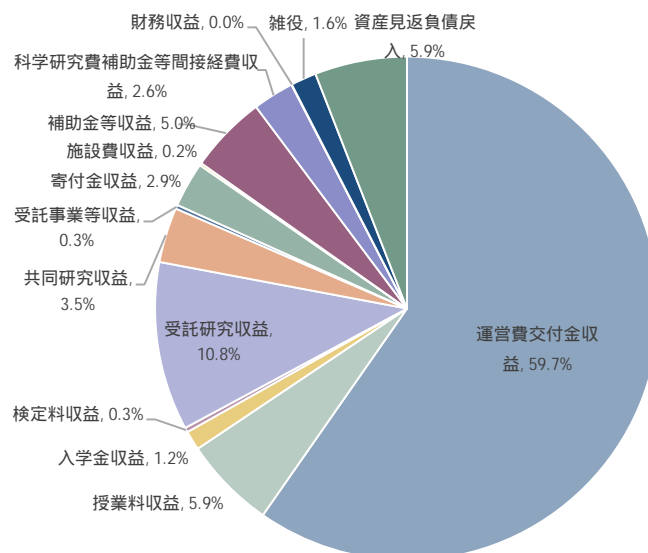
(出所)JAIST 損益計算書(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

⁴ 11.2 大学機関の基礎情報より抜粋（調査報告書 P127）

ONAIST⁵

図表 3 平成29年度の経常収益のとおり、経常収益のうち約6割を運営費交付金が占めている。受託研究収益、共同研究収益、受託事業等収益、補助金等収益などの外部資金獲得の比率は2割弱となっている。

図表 2 平成 29 年度の経常収益



(単位：円)	
運営費交付金収益	5,084,963,448
授業料収益	503,451,200
入学金収益	105,552,600
検定料収益	25,327,400
受託研究収益	921,687,872
共同研究収益	300,748,220
受託事業等収益	21,716,198
寄付金収益	246,114,606
施設費収益	13,054,656
補助金等収益	424,426,938
科学研究費補助金等間接経費収益	225,051,286
財務収益	2,520,902
雑役	139,639,322
資産見返負債戻入	504,090,117
経常収益合計	8,518,344,765

(出所)NAIST 財務諸表(平成29年4月1日～平成30年3月31日)より作成

- (備考) 1. 資産見返負債とは、運営費交付金、授業料、補助金、寄附金等を財源として資産を取得した場合、その資産には大学の事業の一端を担う義務が生じることとして計上する負債科目。
2. 国立大学法人の財務諸表用語については、「国立大学法人法」並びに「国立大学法人会計基準」、「国立大学法人会計基準注解」及び「国立大学法人会計基準及び国立大学法人会計基準注解に関する実務指針」を参照。

⁵ 12.2 大学機関の基礎情報より抜粋(調査報告書 P135)

○カリフォルニア工科大学⁶

財政状況については、図表 4 運営費収入、運営費支出について（2017年9月時点公表、2016財務年）のとおり、2017.9.30時点のFinancial Statementでは、運営収入金額はJPLを除き6億1,050万ドル（約684億5,537万円）とされ、このうち連邦政府からの直接の研究助成金は1億7,969万ドル（29%）（約201億4,863万円）となっている。

図表 3 運営費収入、運営費支出について（2017年9月時点公表、2016財務年）

	Unrestricted	Temporarily Restricted	Permanently Restricted	2017 Total	2016 Total
Operating revenues:					
Tuition and fees, net of student financial aid	\$ 41,342	\$ -	\$ -	\$ 41,342	\$ 40,814
Endowment spending, distributed	46,562	82,782	-	129,344	120,359
Gifts and pledges	27,190	11,516	-	38,706	149,257
Grants and contracts:					
Jet Propulsion Laboratory - direct	2,284,060	-	-	2,284,060	1,870,621
United States government, Campus - direct	179,691	-	-	179,691	166,131
Other Campus - direct	31,026	-	-	31,026	27,718
Recovery of indirect costs and allowances	125,083	-	-	125,083	121,198
Auxiliary enterprises	30,109	-	-	30,109	28,933
Other	35,199	-	-	35,199	36,621
Net assets released from restrictions	148,310	(148,310)	-	-	-
Total operating revenues	2,948,572	(54,012)	-	2,894,560	2,561,652
Operating expenses:					
Compensation and benefits	373,418	-	-	373,418	368,352
Supplies and services	124,837	-	-	124,837	120,033
Subcontracts	30,474	-	-	30,474	31,647
Graduate fellowships	19,652	-	-	19,652	19,037
Depreciation, accretion, and amortization	67,167	-	-	67,167	65,913
Utilities	14,931	-	-	14,931	16,992
Interest	23,291	-	-	23,291	20,742
Jet Propulsion Laboratory	2,284,060	-	-	2,284,060	1,870,621
Total operating expenses	2,937,830	-	-	2,937,830	2,513,337
Results of operations	10,742	(54,012)	-	(43,270)	48,315

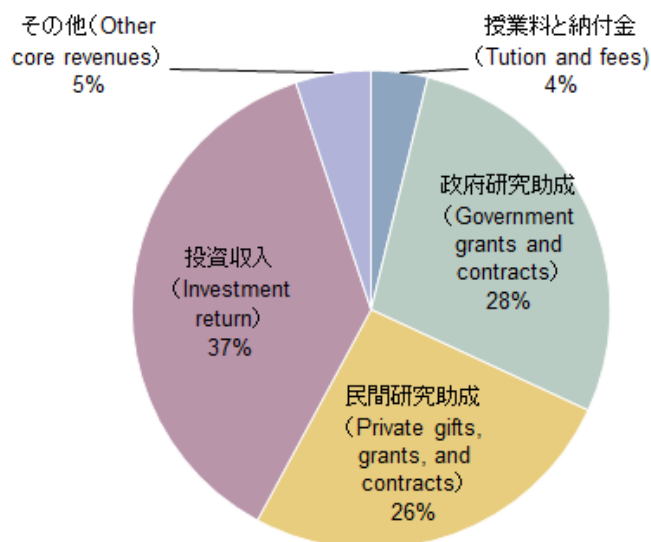
（出所）カリフォルニア工科大学財務諸表（2017年9月30日）

連邦政府の研究助成金は競争的資金で、研究提案書を提出し、採択される必要があるが、年間2億ドル程度で安定している。

⁶ 13.2 大学機関の基礎情報より抜粋（調査報告書 P143～144）

なお、2017財務年については図表 5 Core revenues per FTE enrollment, by source: Fiscal year 2017のとおりで、IPEDSに掲載があり、上記大学公表の財務諸表とは若干区分が異なるが、政府研究助成が運営収入の4分の1程度であることは共通して言える。

図表 4 Core revenues per FTE enrollment, by source: Fiscal year 2017



	\$
授業料と納付金 (Tuition and fees)	18,456
政府研究助成 (Government grants and contracts)	136,060
寄附、民間研究助成 (Private gifts, grants, and contracts)	125,717
投資収入 (Investment return)	179,228
その他 (Other core revenues)	24,694

(出所) IPEDS HP(<https://nces.ed.gov/ipeds/datacenter/InstitutionProfile.aspx?unitId=acacabafabaf>)より

作成

○インペリアル・カレッジ・ロンドン大学⁷

財政状況については、2017年から2018年にかけてのFinancial Statementでは、図表 6 収入、支出について(2018.7.31時点)のとおり、収入総額は1,033百万ポンド(約1534億1,083万円)である。運営収入総額は昨年度から比べると4.2%向上している。

また連邦政府からの直接の研究助成金については図表 6のアンニュアルレポートには詳述されていないが、図表 8のフィナンシャルレポートには収入の内訳が詳述されている。これによれば9,400万ポンド(約139億5,994万円)(9%)となっている。

政府からの研究助成自体は、ほぼ横ばいである。なお、昨年は(新たな研究章の受賞により)産業界からの研究資金が過去3年平均に比べ38%増加した。

図表 5 収入、支出について(2018.7.31時点)

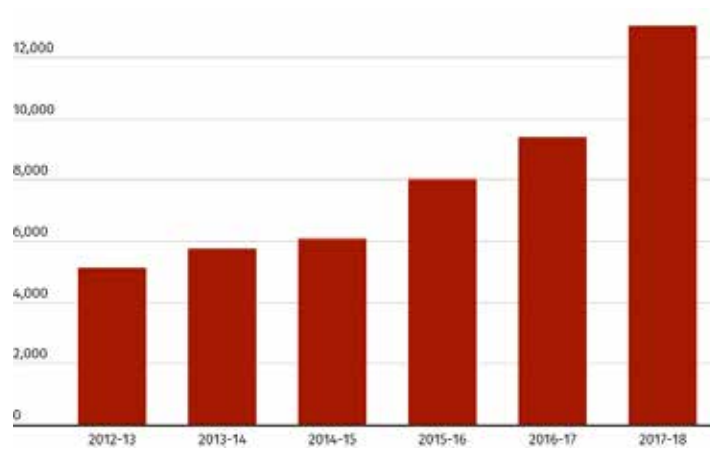
	Notes	Consolidated		College	
		Year ended 31 July 2018 £m	Year ended 31 July 2017 £m	Year ended 31 July 2018 £m	Year ended 31 July 2017 £m
Income					
Tuition fees and education contracts	1	295.9	265.1	295.9	265.1
Funding Council grants	2	150.5	143.1	150.5	143.1
Research grants and contracts	3	364.2	361.3	364.2	361.0
Other income	4	150.9	151.7	142.2	143.8
Investment income	5	7.8	7.9	7.9	8.1
Donations and endowments	6	63.7	62.1	66.3	62.1
Total income		1,033.0	991.2	1,027.0	983.2
Expenditure					
Staff costs	7, 9	498.3	481.2	491.5	473.4
Other operating expenses	9	357.6	343.8	347.7	337.7
Depreciation	9, 10	67.8	65.3	66.3	64.1
Interest and other finance costs	8, 9	20.4	18.7	20.5	18.7
Total expenditure		944.1	909.0	926.0	893.9

(出所) ICL Annual report and accounts 2017-2018 p50

下記図表のとおり、政府からの研究助成以外の研究助成や授業料等を基盤とした運営が行われている。特に寄附者の数が順調に伸びていることも読み取れる。

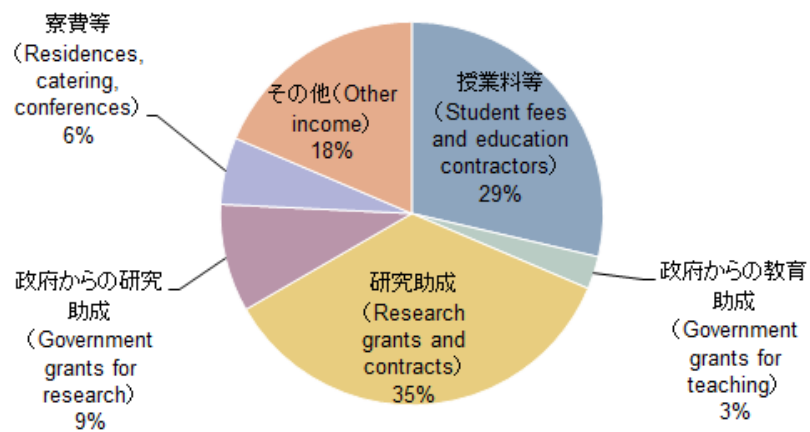
⁷ 14.2 大学機関の基礎情報より抜粋(調査報告書 P150~152)

図表 6 Number of Donates (寄附者の数の推移)



(出所) ICL HP(<https://www.imperial.ac.uk/finance/annual-report/financial-review/income/>)

図表 7 2017-18 Income by source (£ million)



	(£ million)
授業料等 (Student fees and education contractors)	295.9
政府からの教育助成 (Government grants for teaching)	28.5
研究助成 (Research grants and contracts)	364.2
政府からの研究助成 (Government grants for research)	94
寮費等 (Residences, catering, conferences)	58.4
その他 (Other income)	192

(出所) ICL HP(<https://www.imperial.ac.uk/finance/annual-report/financial-review/income/>)より作成

○シンガポール国立大学⁸

財政状況については、2018.3.31時点の報告書(Statement)をみると、図表 9 運営費収入、運営費支出について(包括利益計算書、2018年3月末時点)のとおり、授業料その他の収入は合わせて2018年で9億4997万シンガポールドル(S\$)(約779億8303万円)である。運営費交付金は全体で18億4708万S\$(約1516億2679万円)、うち政府からの助成資金は12億8966万S\$(約1058億6818万円)にのぼる。

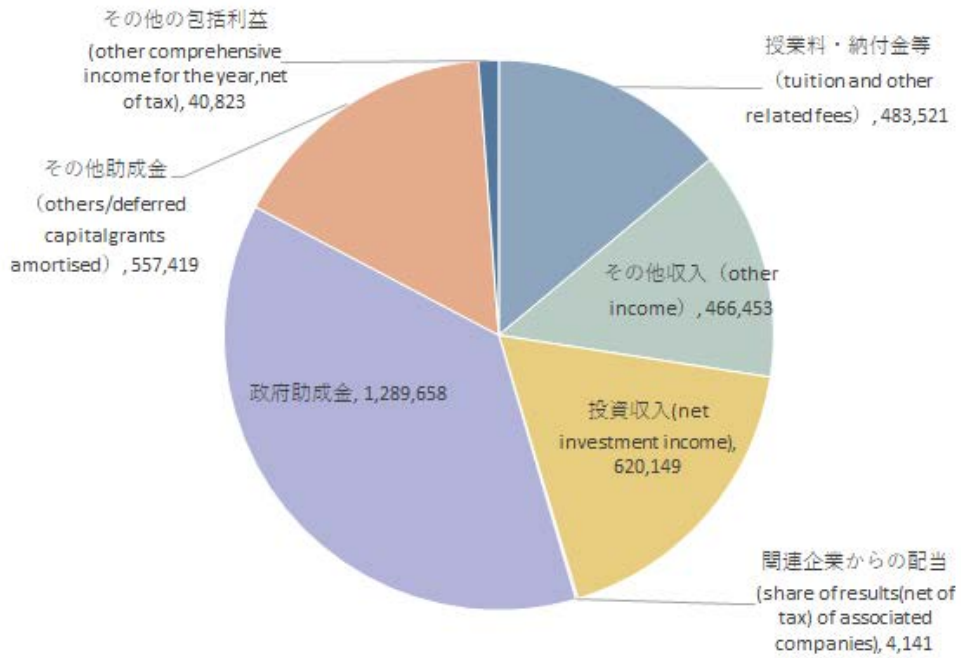
図表 8 運営費収入、運営費支出について(包括利益計算書、2018年3月末時点)

GROUP	DESIGNATED GENERAL FUNDS		RESTRICTED FUNDS		TOTAL	
	2018	2017	2018	2017	2018	2017
	S\$'000	S\$'000	S\$'000	S\$'000	S\$'000	S\$'000
OPERATING INCOME						
Tuition and other related fees	483,521	468,201	-	-	483,521	468,201
Other income	235,889	237,149	230,564	99,155	466,453	336,304
	719,410	705,350	230,564	99,155	949,974	804,505
OPERATING EXPENDITURE						
Expenditure on manpower	941,674	923,349	400,052	369,883	1,341,726	1,293,232
Depreciation and amortisation expenditure	78,332	82,624	280,552	264,232	358,884	346,856
Other operating expenditure	471,323	436,136	541,159	550,178	1,012,482	986,314
	1,491,329	1,442,109	1,221,763	1,184,293	2,713,092	2,626,402
Operating deficit	(771,919)	(736,759)	(991,199)	(1,085,138)	(1,763,118)	(1,821,897)
Net investment income	122,836	93,774	497,313	535,153	620,149	628,927
Share of results (net of tax) of associated companies	7,575	2,000	(3,434)	(1,517)	4,141	483
Deficit before Grants	(641,508)	(640,985)	(497,320)	(551,502)	(1,138,828)	(1,192,487)
GRANTS						
Operating Grants :						
Government	717,391	702,379	572,267	593,775	1,289,658	1,296,154
Others	6,223	8,389	250,677	255,135	256,900	263,524
Deferred capital grants amortised	28,559	30,403	271,960	259,289	300,519	289,692
	752,173	741,171	1,094,904	1,108,199	1,847,077	1,849,370
SURPLUS FOR THE YEAR BEFORE TAX	110,665	100,186	597,584	556,697	708,249	656,883
Income tax	(6)	-	-	-	(6)	-
SURPLUS FOR THE YEAR	110,659	100,186	597,584	556,697	708,243	656,883
OTHER COMPREHENSIVE INCOME:						
Items that may be reclassified subsequently to income or expenditure:						
Exchange differences on translating foreign operations	(3)	(20)	-	-	(3)	(20)
Change in fair value of available-for-sale investments	-	-	(637)	(255)	(637)	(255)
Transfer of fair value reserve on sale of available-for-sale investments to income or expenditure	-	-	-	(636)	-	(636)
Surplus on the revaluation of buildings transferred to investment properties	41,463	-	-	-	41,463	-
OTHER COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR, NET OF TAX	41,460	(20)	(637)	(891)	40,823	(911)
TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR	152,119	100,166	596,947	555,806	749,066	655,972

(出所)シンガポール国立大学アニュアルレポート2018

⁸ 15.2 大学機関の基礎情報より抜粋(調査報告書 P161~163)

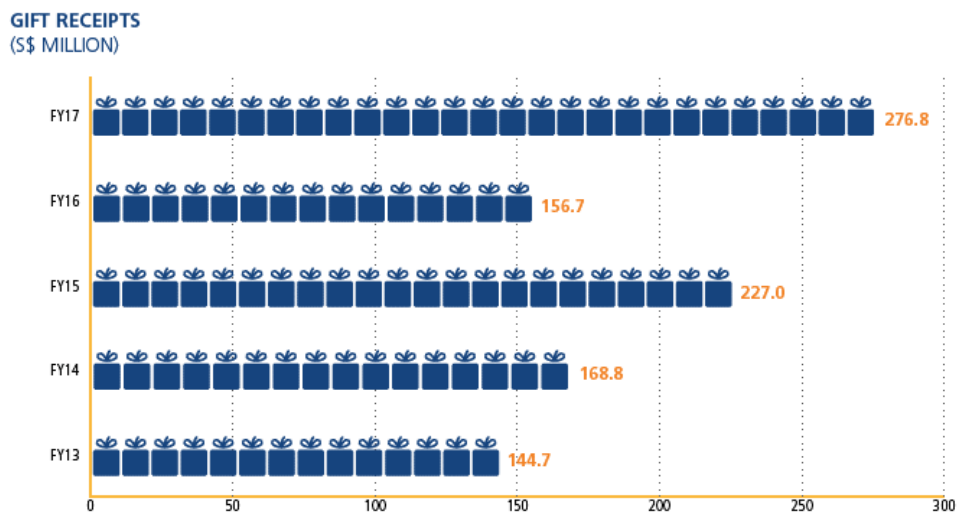
図表 9 収入の内訳 (単位: ,000S\$)



(出所)シンガポール国立大学アニュアルレポート2018より作成

図表 11 寄付額の推移のとおり、寄付額はFY2017において2億7680万S\$(約227億2251万円)と、ここ5か年では最高額となっている。

図表 10 寄付額の推移



(出所)シンガポール国立大学アニュアルレポート2018

○KAIST（韓国科学技術院）⁹

2017年予算は、7億2,770万米ドル(815億9,700万円)で、このうち約25%は韓国政府からの補助金である。40%は研究グラントで、残りの収入については寄附等となっている。

なお、寄附金については、韓国最大の民間寄附金を受け入れている。2012年の受託研究成果26億8,500万KRW(272億2,590万円)(1809件)で、教授1人当たりではおよそ4億5,000万KRW(45億6,300万円)である。

⁹ 16.2 大学機関の基礎情報より抜粋（調査報告書 P171）